

沖縄県国民健康保険運営方針(素案)に係る市町村意見に対する県の考え方について(案)

平成30年改正国保法第82条の2第6項に基づく市町村意見聴取(平成29年9月21日～10月6日)

※意見区分について

- A 要請：平成30年改正後の国民健康保険法、国のガイドライン等に照らして修正の必要があるので、これに対応しない場合は再度調整を要するもの
- B 提案：県の計画、各市町村保険者、関係機関の実情との整合等を踏まえた提案として示すもので、運営方針に盛り込むかどうかも含め再検討されることを期待するもの
- C 質問、参考：質問、文言整理、数値の誤り等参考に供するもの

No	頁 新 旧	修正箇所	意見等			意見提出 市町村名	県の考え方 (意見処理方針案)	備考
			修正内容	修正理由	意見区分			
1	65 (47)	19行目「…個人へインセンティブに関する取組などの先進的な事例を取集し、情報提供を行う。」	情報提供を行うの後ろに「併せて全市町村が共通に取り組むことが可能なインセンティブの提供について検討する。」の文言を追加	現在、インセンティブの提供は市町村独自に実施もしくは検討が進められているが、財源の問題もあり、また県全体の健康づくりの機運を高めるために、県共通のインセンティブの導入検討について方針の中に盛り込んではどうか。	B:提案	那覇市	○運営方針素案のとおりとします。 【理由】 ○県単位での「個人へのインセンティブの提供」に関する取組については、現在、県健康長寿課において他県の取組等の情報を収集しているところである。 ○インセンティブ提供のあり方(県主導による全市町村共通型がいいのか、市町村主導による地域密着型がいいのかなど)を検討しているが、全体的な展開方針が定まっていないことから運営方針への記載については、引き続き検討させていただきたい。	
2	73 (56)	第9章1-(1)保健医療サービス・福祉サービス等との連携(11行目～)	また、受診率の低い市町村もあるため、受診率向上が課題であるが、がん検診の対象者については、職場等で検診機会のある者を除いた数で算出することになっているが、市町村において国民健康保険加入者以外の他保険者の実施状況を把握するのは困難であることから、対象者に対し適切な受診勧奨が行えない状況がある。 県及び市町村は、関係部局及び医療保険者と連携し、がん検診の実施及び受診率向上に努める。	がん検診はある一定年齢の市民全員が対象であるが、職場や医療保険等で検診の助成があること多く、国保以外の社保加入者対象者の把握については個人情報の取り扱いから困難であり、また、社保加入者のがん検診の助成についても保険者によつて異なるため、効果的な受診勧奨が行えず、課題となっている。 県主導により、市町村等関係機関と医療保険者が連携し、各保険者下の対象者(職場等で受診機会のない者)に対し、受診勧奨が行えるような仕組みづくりを行うことで、県全体の受診率向上につながるのではないかと考えるため。(がんの早期発見、早期治療により、医療費抑制の効果も期待できる。)	B:提案	那覇市	○運営方針素案のとおりとします。 【理由】 ○保険者努力支援制度の評価指標において、がん検診の受診率の算出方法は、当該市町村の対象住民等を分母とし、受診者を分子とする取扱いである。 ○職域におけるがん検診については、国が、保険者、事業主及び検診機関で必要なデータ収集等ができる仕組みを検討しているため、国の動向を注視したい。	